

富里市国民保護計画素案についての県と事前協議結果一覧

資料 1

整理 番号	ページ	修正後 ページ	該当箇所	修正意見・修文案等（修正理由等）	貴市の対応
1	1	1	1（1）	「県の国民の保護に関する計画」を「 千葉県国民保護計画 」に修正した方が良いと思われます。 理由：県計画では「千葉県国民保護計画」を定めると記述されているため。	意見のとおり修正しました。
2	1	1	1（3） ア～カ	国民の保護のための措置」を「 国民保護措置 」に修正。 理由：前述で定義づけられているため。	意見のとおり修正しました。
3	2	2	3（1）	「千葉県国民保護計画の変更」を「 千葉県国民保護計画の変更 」に修正。 理由：P 1 で定義付けされているため。	意見のとおり修正しました。
4	3	3	第2章 1	「 国民保護法第6条と武力攻撃事態対処法第3条第4項 」を削除。 理由：国民保護法第6条は国民の権利利益の迅速な救援についてであり、この項の根拠条文としては不要であるため。武力攻撃事態対処法は国民保護計画についての直接の根拠法ではないので記載しなくても良いと考える。なお関連条文として記載したいということであれば、その旨を明記した方が良いと考えます。	意見のとおり修正しました。
5	3	3	第2章 3と5	「市民」を「 国民 」に修正した方が良いと思われます。 理由：「市民」の定義によってはそのままでも良いと思いますが、タイトルが「国民・・・」となっているため。	意見のとおり修正しました。
6	5	5	第3章	「武力攻撃事態対処法において想定・・・」を「 基本指針及び県国民保護計画 において想定・・・」に修正 理由：事態想定は、武力攻撃事態対処法ではなく、基本指針において初めて類型が示されており、また県計画においても記載しているため。	意見のとおり修正しました。
7	7	7	第4章 1	「市は、・・・」を「 市が、 ・・・」の入力ミス 「富里市は、・・・」は「 富里市 は、・・・」に修正した方が良いと思われます。（P9、10も同様です。） 理由：計画全般を通じての記述の統一	意見のとおり修正しました。
8	13	13	5（3）	「国や県が示しているもののほか、」を「国や県が示している ところであり 」等に修正した方が良いと思われます。 理由：以下に掲げられている項目のうち、県計画で示されているものが含まれているため。	意見のとおり修正しました。
9	14	14	第5章	「国民保護措置については、・・・処理する。」を「国民保護措置については、・・・処理する こととされている 。」に修正した方が良いと思われます。 理由：市の計画で初めて規定したことのように読まれるおそれがあるため。	意見のとおり修正しました。
10	15	15	1（7）	「武力攻撃災害への対処・・・」を「武力攻撃災害 及び緊急対処事態における災害（以下「武力攻撃災害等」という。） ・・・」に修正し、以下に記載されている「武力攻撃災害」を「武力攻撃災害 等 」に修正した方が良いと思われます。	意見のとおり修正しました。

整理 番号	ページ	修正後 ページ	該当箇所	修正意見・修文案等（修正理由等）	貴市の対応
				理由：市町村モデル計画では、第5編緊急対処事態への対処で「武力攻撃事態への対処」に準じているため「武力攻撃災害・・・」との記述ですが、貴市の計画は構成等を県計画と同様にしているため。	
11	15	15	3	指定の告示を記載する場合「平成〇〇年〇〇告示 他」に修正するか、削除しても良いと思われます。（指定公共機関、指定地方公共機関についても同様です。）	意見のとおり修正しました。
	16	16		指定地方行政機関の事務又は業務の大綱について、県計画の記述と若干異なりますが、その理由は？ 該当箇所：東京防衛施設局、関東農政局、関東森林管理局、関東東北産業保安監督部、関東地方整備局、第三管区海上保安部 「関東農政局千葉農政事務所」を「関東農政局（千葉農政事務所）」に修正	県計画の記述と致しました。
				理由：関東財務局（千葉財務事務所）等の記載と統一するため。	意見のとおり修正しました。
12	17 ～18	17～ 18	5 6	指定公共機関、指定地方公共機関について 指定の告示を記載する場合「平成〇〇年〇〇告示 他」に修正するか、削除 指定の追加、組織再編等による名称変更が考えられるため、会社名は資料編に掲載の方が適当と思われます。（会社名を挙げるのであれば「・・・事業者（〇〇）」を「・・・事業者（〇〇他）」に修正した方が良いと思われる箇所があります。） 併せて、指定公共機関と指定地方公共機関については、その業務の大綱は重なる部分が多いので別立てとして記載するのではなく「指定公共機関及び指定地方公共機関」等とまとめて、記載した方が良いと思われます。 なお、会社名を挙げるのであれば「・・・事業者（〇〇）」を「・・・事業者（〇〇他）」に修正した方が良いと思われる箇所があります。	意見のとおり修正しました。
					意見のとおり修正しました。
					ご意見のとおり修正しました。
					意見のとおり修正しました。
13	15 ～17	19～ 21	第1 1 (1)	総務部の平素の業務中 「生活関連施設の把握に関すること。」を「生活関連等施設の把握に関すること。」に、 「特殊標章に係る整備に関すること。」を「特殊標章等に係る整備に関すること。」に修正し、 「・その他各部局、委員会に属さない武力攻撃災害体制の整備に関すること」を追記し、 その他の部局、委員会の欄に「その他〇〇部（局、委員会）内に係る武力攻撃災害対応の整備に関すること」を追記した方が良いと思われます。 理由：列挙されている事項以外のことについても、柔軟に対応できるため。	意見のとおり修正しました。
14	21	21	(2) イ	「・・・、常備消防機関との連携を・・・」を「・・・、富里市消防本部（以下、「消防本部」という。）との連携を・・・」に修正した方が良いと思われます。 理由：貴市の実情に合わせるため	意見のとおり修正しました。

整理 番号	ページ	修正後 ページ	該当箇所	修正意見・修文案等（修正理由等）	貴市の対応
15	21	21	(2) ウ	「市国民保護等連絡室」、「市国民保護等緊急対策本部」、「市国民保護対策本部」を、「市 国民保護等 連絡室」、「市 国民保護等 緊急対策本部」、「市 国民保護 対策本部」に修正 理由：P14で定義づけされているため。 参集人員の「地域防災計画でいう、第○配備要員を想定」の「 想定 」が抽象的な表現のため、具体的に「市地域防災計画の、第○配備要員の人数を 参考にあらかじめ定める 」等に修正した方が良いと思われます。	意見のとおり修正しました。
16	22	22	(2) オ	「【市対策本部長の代替職員】」、「【市対策副本部長の代替職員】」、「【市対策本部員の代替職員】」を「【市 国民保護 対策本部長（以下、「市対策本部長」という。）の代替職員】」、「【市 国民保護 対策副本部長（以下、「市対策副本部長」という。）の代替職員】」、「【市 国民保護 対策本部員（以下、「市対策本部員」という。）の代替職員】」に修正した方が良いと思われます。 理由：他の記述と同様に「正式名称（以下「略称」）という。」にするため。	意見のとおり修正しました。
17	23	23	(2) キ	「（エ）仮眠設備等の確保等」を「（エ）仮眠設備等の確保等」に修正 理由：ここの「等」は（ア）～（エ）のすべての事項に係るためスペースを空けてください。	意見のとおり修正しました。
18	24	25	2（2）エ	「武力攻撃事態において・・・」を「武力攻撃事態 等 において・・・」に修正した方が良いと思われます。 理由：武力攻撃予測事態においても警察との連携は必要と思われるため。	意見のとおり修正しました。
19	25	25	(4) ア	「市は、区域内の指定公共機関、・・・」を「市は、 市の区域を管轄する 指定公共機関、・・・」に修正した方が良いと思われます。 理由：貴市の区域内にない、貴市を管轄する指定（地方）公共機関もあるため。	意見のとおり修正しました。
20	26	27	4（1）	「（国民保護法第94条、95条）」を「（国民保護法第 8 条）」に修正 理由：国民保護法第94、95条は安否情報の収集と提供についての規定であり、住民に対しての情報提供は国民保護法第8条の規定によるため。	意見のとおり修正しました。
21	28	28～ 29	(3) ア	「【収集・報告すべき情報】」については、省令改正後の項目に修正。 その他該当箇所（P71～73） 理由：安否情報省令の改正のため。（省令名、条文、様式が変更されています。）	意見のとおり修正しました。
22	29	30	(4) ア	「個人情報保護法及び・・・」を「 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。） 及び・・・」に修正した方が良いと思われます。	意見のとおり修正しました。

整理 番号	ページ	修正後 ページ	該当箇所	修正意見・修文案等（修正理由等）	貴市の対応
				理由：他の法律と同様に、最初は正式名称で記載した方が良いと思われるため。	
23	31	33	第2 1 (2)	「市は、市町村の区域を越える・・・」を「市は、市 町村 の区域を越える・・・」に修正 理由：貴市の実情に合わせた記述とするため。	意見のとおり修正しました。
24	33	35	4 (1)	「 ③ 港湾（・・・） 」については削除しても良いと思われます。 理由：貴市には「 港湾 」施設が無いため。	意見のとおり修正しました。
25	36	38	第5	「・・・、消防関係等が・・・」を「・・・、消防 機関 等が・・・」に修正 理由：入力ミスと思われます。	意見のとおり修正しました。
26	37	38	第6 1	「ク 要援護者について、・・・」を「 災害時 要援護者について、・・・」に修正した方が良いと思われます。その他該当箇所（P57） 理由：県計画やモデル計画の記述ですが、「災害時要援護者」と記載する方が適当であり、また計画全般を通して記述を統一した方が良いと思われるため。	意見のとおり修正しました。
27	37	39	第6 2	「社会福祉施設管理者は、・・・定めるものとする。」を「社会福祉施設管理者は、・・・定めるものと されている 。」に修正 理由：「社会福祉施設管理者」が貴市の組織の一部であるならば、そのままで結構ですが、そうでなければ貴市以外の主体が講ずる措置について、市の計画で初めて規定したことのように読まれるおそれがあるため。	意見のとおり修正しました。
28	37	39	第6 3	「市教育委員会事務局は、・・・努めるものとされている。」を「市教育委員会 事務局 は、・・・努める ものとされている 。」に修正 理由：「教育委員会」が教育行政の運営に関する基本的事項を決定すると思われるため。 「 ものとされている 。」を削除するのは、市教育委員会は市の執行機関であるが、貴市の組織の一部であるため	意見のとおり修正しました。
29	39	41	第1 2 (1)	「市は、的確かつ・・・設置する。」を「 総務部長 は、的確かつ・・・設置する。」に修正 理由：P21で総務部長が設置すると記載されているため。 「対策本部員のうち総務部長をはじめとする、」の「 対策本部員のうち 」を削除 理由：参集室員に対策本部員でない方が含まれているため。	意見のとおり修正しました。
30	41	43	第2 1 (ア)	「県知事」を「 県知事 」に修正 その他該当箇所（P49、92） 理由：計画全般を通しての記述の統一を図るため。	ご意見のとおり修正しました。
31	41	43	第2 1 (ウ)	「・・・参集基準を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。」を「・・・ 防災のために整備している連絡名簿 を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。」等に修正した方が良いと思われます。 理由：参集基準は抽象的な定めであり、具体的には連絡名簿等を使うこととなるため。	意見のとおり修正しました。
32	41	43	第2 1	「 なお、・・・下記の順位を変更することを妨げるものではない。 」は削除	意見のとおり修正しました。

整理 番号	ページ	修正後 ページ	該当箇所	修正意見・修文案等（修正理由等）	貴市の対応
			(カ)	理由：代替施設を下記に記載していないため。	
33	43	44	第2 1	構成の図中、「各部」を「各部局」に修正した方が良いと思われま す。	意見のとおり修正しました。
			(3)	理由：委員会等も含まれているため。	
34	44 ～ 47	44	第2 1 (3)	「【市対策本部機能の分掌事務（案）】」を「【市対策本部の補佐 機能の分掌事務（案）】」に修正 理由：「補佐機能」とするのはP43の構成図と整合を図るため。 （案）を削除するのは計画に（案）として掲載するのは適当ではな いと思われるため。 「・特殊標章の交付及び管理にすること」を「・特殊標章等の交 付及び管理にすること」 に、 「【全庁で対応する武力攻撃事態の分掌事務（案）】」を「【全庁 で対応する武力攻撃事態の分掌事務（案）】」 「【市対策本部各部局の主な業務（案）】」を「【市対策本部各部 局の主な業務（案）】」 総務部内の「・特殊標章にすること」を「・特殊標章等に関する こと」に、「その他各部局に属しないこと」を追記 消防本部内の「・特殊標章の交付及び管理にすること」を「・特 殊標章等の交付及び管理にすること」に修正	意見のとおり修正しました。
35	49	51	(7) オ	「市教育委員会事務局」の「事務局」は削除 理由：法29条第10項を参照	意見のとおり修正しました。
36	50	52	第3 2 (2)	「・・・国民保護措置の求めを的確かつ・・・」を「・・・国民保護措置 の求めを的確かつ・・・」に修正した方が良いと思われま す。 理由：市町村モデル計画の書きぶりですが、国民保護法第16条第5 項の条文に合わせるため。	意見のとおり修正しました。
37	51	53	3 (1)	「・・・自衛隊の地方協力本部長又は当該市の協議会委員たる隊 員・・・」を「・・・自衛隊千葉地方協力本部長又は当該市国民保護協 議会委員たる隊員・・・」に修正した方が良いと思われま す。 理由：実情に合わせるため。	意見のとおり修正しました。
38	55	57	(3) ア (イ) b	「また、広報車の使用、・・・活用する。」の部分は、(1)の本文 に続くものであり(ア)と(イ)の両方の事項に係る内容のため、 bの続きとして記載しないで、改行をする必要があります。	意見のとおり修正しました。
39	57	59	(2) カ	「（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）」の「避難支 援プラン」は削除された方が良いと思われま す。 理由：貴市において「避難支援プラン」が作成されていないため。	意見のとおり修正しました。
40	58	60	(3)	「・・・及び自衛隊の地方協力本部長・・・」を「・・・及び自衛隊千葉 地方協力本部長・・・」 その他該当箇所（P59ウ）	意見のとおり修正しました。
41	60	62	サ	「・・・他の市と競合するなど」を「・・・他の市町村と競合するな ど」に修正 理由：「市」だけでなく「町村」との競合もありえるため。	意見のとおり修正しました。

整理 番号	ページ	修正後 ページ	該当箇所	修正意見・修文案等（修正理由等）	貴市の対応
42	61	63	イ ※	「このためすべての市に着弾の・・・」を「このためすべての市 町村 に着弾の・・・」に修正 理由：「市」だけでなく「町村」にも着弾の可能性はあるため。	意見のとおり修正しました。
43	64	66	第5 1	救援の実施の図中の、「国対策本部」を「国対策本部 長 」に修正し、千葉県知事への矢印の脇に「 指示 」を追記。 理由：国民保護法第74条を参照 千葉県知事から富里市長の矢印の脇の「指示」を「 通知 」に修正。 理由：国民保護法第76条第1項の「指示」は前述に記述されている救援に関する事務の一部を適切に行わない場合の、都道府県知事から市町村長に対する「指示」です。 知事が救援の実施に関するその権限に属する事務の一部を市長が行うこととするときは、市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を、当該市長に通知することとされています。したがって、ここは「指示」より「 通知 」の方が適当と思われます。	意見のとおり修正しました。
44	65～ 67	67	3 (2)	「 (2) 救援の内容 」以降はすべて削除しても可能 理由：(1)において「 県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 」と記載されているため。 なお、県計画に準じた記載をするのであれば、県計画の記述にとらわれることなく、市として行うことを記載した方が良いと思います。	(2) 救援の内容はそのまま記載致しました。
				「市及び県は」の部分は、「市は、県と協力し、・・・」等に修正が必要と思われます。	ご意見のとおり修正しました。
45	68	70	1 (1)	「市が管理する 医療機関 」があるという事でよろしいでしょうか。	市が管理する医療機関はありませんので、「市が管理する」を削除致しました。
46	72	74	第7 1	市から県への「 措置の実施要請 」、県から国への「 措置の実施要請 」を加えたほうが良いのでは。	P.73 1(1)イ 「・・・知事に対し、必要な措置の実施を要請する。」と記載しております。 市国民保護計画に、「県から国への措置の実施要請」の記載は必要なのでしょうか。
47	73	74	(2) ア	「 警察官 」を含めているので、文末を「・・・ とされている。 」とするか「警察官」は削除した方が良いと思われます。 理由：警察官は、貴市の組織ではないため。	ご意見のとおり修正しました。
48	77	79	3	「市は、武力攻撃災害が発生した場合において、・・・」を「市は、武力攻撃災害が発生した、 又は発生するおそれがある 場合において、・・・」に修正したほうが良いと思われます。 理由：下記の記述内容と合わせるため。	ご意見のとおり修正しました。
49	78	80	(2) イ (ア)	「表示板等」は「 標示板等 」の変換ミス	ご意見のとおり修正しました。
50	82	84	2 (2)	「廃棄物処理法第137号に基づく・・・」を「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） に基づく・・・」に修正した方が良いと思われます。 理由：他の法律と同様に、最初は正式名称で記載した方が良いと思われるため。	ご意見のとおり修正しました。

整理 番号	ページ	修正後 ページ	該当箇所	修正意見・修文案等（修正理由等）	貴市の対応
51	83	85	第102 (1)	「市教育委員会事務局」と「県教育委員会事務局」の「事務局」は削除 理由：整理番号26と同様	ご意見のとおり修正しました。
52	85	85	(2)	「市長、及び消防長は、・・・」を「市長、 及び 消防長は、・・・」の 入力ミス 「市の職員で」を「市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。） で」に修正	ご意見のとおり修正しました。
53	87	89	第3編 第1章	「基本的考え方」を以下に記載してください。	県の計画に準じて記述致しました。
54	87	89	第11 (1)	事態例は県計画と同様に全て列挙した方が良いと思われます。 理由：貴市に該当しないということから一部の事態例を省略された と思いますが、ここは事態例の一般的なものを列挙したものであり、 また貴市以外の市町村で、この様な施設等に対する攻撃が行われた 場合、そこの市町村の住民が貴町に避難するということも考えられ、 削除するのは適当でないと思われるため。	ご意見のとおり修正しました。
55	89	89	第21	「関係機関の協力を得る。」と記載されていますが、ここは、関係 機関の協力を得るために「平素からどの様な備え」をするのかを記 載する箇所だと思われます。県計画の記述にとらわれることなく、 貴市の立場からの記述に修正をしてください。	ご意見のとおり修正しました。
56	89	91	3 (4)	「国が想定している」を削除 理由：貴市の計画で「現地調整所」の位置づけをしているため。	ご意見のとおり修正しました。
57	90	93	1	「他の関係部局へ連絡する。」を「他の関係機関へ連絡する。」等 に修正 理由：県計画の記述にこだわったためこのような記述となったと思 われますが、貴市の立場からの記述に修正してください。	ご意見のとおり修正しました。
58	90 ～ 93	93～ 96	2	「市緊急対処事態等連絡室」及び「市緊急対処事態等緊急対策本 部」をそれぞれ「市緊急対処事態等連絡室」及び「市緊急対処事態 等緊急対策本部」に修正した方が良いのでは。 理由：貴市の考え方にもよりますが、県計画を基にしているなら ば、県では武力攻撃事態等と緊急対処事態をまとめて「県国民保護 等連絡室」及び「県国民保護等緊急対策本部」としているため、再 検討されてはいかがでしょうか。ちなみに、県計画の作成段階にお いては貴市のような名称案もありましたが、非常に言いづらいなど の意見があり現在のような名称になっています。	ご意見のとおり修正しました。
59	90	93	2 (2)	「市内にある指定公共機関・・・」は「市の区域を管轄する指定公共 機関」に修正した方が良いと思われます。 理由：整理番号17と同様	ご意見のとおり修正しました。
60	91	94		「市緊急事態等緊急対策本部」についての記述が、このページ以降 なので、構成を工夫してみてもいいでしょうか。	図の前に「3 市緊急対策本部の設置」をもってくる構成としまし た。
61	93	96		県計画に基づいているならば、「緊急対処事態への対処上の留意 点」を県計画と同様に記載した方が良いのでは。	ご意見のとおり修正しました。
62	94	97	第4編	「武力攻撃災害」を「武力攻撃災害等」に修正（整理番号10を参 照）	ご意見のとおり修正しました。

整理 番号	修正前 ページ	修正後 ページ	該当箇所	修正意見・修文案等（修正理由等）	貴市の対応
	95	97	第1章	理由：市町村モデル計画では、第5編緊急処理事態への対処で「武力攻撃事態等への対処に準じて」いるため「武力攻撃災害」との記述であるが、構成を県国民保護計画と同じくするならば、「武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害」となるため。	
63	96	99	第3章	「市が国民保護措置の・・・」を「市が国民保護措置 及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。） の・・・」に修正 以下に記載されている「国民保護措置」を「国民保護措置 等 」に修正 理由：整理番号62と同様	ご意見のとおり修正しました。

富里市国民保護計画素案についての県と事前協議結果一覧

資料 1

【追加修正】＊整理番号は前回の整理番号

整理番号	ページ	修正後ページ	該当箇所	修正意見・修文案等（修正理由等）	修正内容
13	15～17	19～21	第1 1 (1)	(修正ミス) 「生活関連等施設」と修正するところを「生活関連施設等」となっております。	ご意見のとおり修正しました。
16	22	22	(2) オ	(前回指摘漏れ) 市対策本部長、副本部長、本部員の代替職員の表中 名称の欄は、「市長」、「助役」等ではなく「対策本部長（市長）」、「対策副本部長（助役）」等とした方が良いと思いました。	ご意見のとおり修正しました。
24	33	35	4 (1)	(前回指摘漏れ) 富里市の区域内に飛行場はありますか？あればそのまま結構ですが、無ければ削除した方が良いと思います。	飛行場はありませんので記載を削除致しました。 併せて、以下【自主修正】整理番号3についても修正致しました。
35	49	51	(7) オ	(修正漏れ) 本文中が、「市教育委員会事務局」のままです。	「事務局」を削除致しました。
44	65～	67	3 (2)	(再度文章の検討をお願いします。) 国民保護法第76条の規定に基づいて、救援の事務の一部を市町村が行うこととなった場合は、市町村長が自らの名において、自らの事務を実施することとなります。 従いまして、「市は県と協力し、〇〇をする。」は、「市は、県の協力を得て、〇〇をする。」等とした方が良いと思います。 また「市は、県が行う〇〇に協力する。」と記述している箇所は、市の自らの事務として行うこととする記述にした方が良いと思います。 なお、措置の内容によっては「県と協力し」の部分は「関係機関の協力を得て」等にされ	ご意見のとおり修正しました。
46	72	74	第7 1	P.41の図の「武力攻撃災害への対処」の部分だけを抽出したもので は？ 説明不足で申し訳ありませんでしたが、当該図は「武力攻撃災害への対処」の一般的な仕組みをイメージ化したものと認識したので、その様な県となっております。	図は削除致しました。
—	89	89	第1章 第1	本文中の「県計画を踏まえ」を「県国民保護計画を踏まえ」に修正	ご意見のとおり修正しました。
—	—	—	—	意見の一覧表について エクセルにしているため(1)等の部分がー1等に表示されています。また、修正等によりページ数に変動があった場合は、カッコ書き等で表示して頂けると大変助かります。	ご意見のとおり修正しました。

富里市国民保護計画素案についての県と事前協議結果一覧

資料 1

【自主修正】

整理 番号	ページ	修正後 ページ	該当箇所	修正意見・修文案等（修正理由等）	修正内容
1	53		第 2 章 3（1）		「防衛庁長官」を「防衛大臣」に修正しました。 理由：「防衛庁」の「防衛省」への移行に伴い。
2	29～ 30		第 2 章 3（1）		様式第 1 号及び第 2 号を掲載。 理由：安否情報省令の改正に伴い。
3	35		第 1 章 2（1）		表中の「輸送施設に関する情報」に「鉄道」が記載されていました。当市には鉄道は通っておりませんので記載を削除致しました。